【 長野県知事指定研修 】　　建築士事務所の「業務の適正化」に役立つ

建築士法第２７条の２第７項に基づく

開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」

一般社団法人 長野県建築士事務所協会

本研修会は、建築士法第 27 条の 2 第 1 項及び第 2 項に位置付けられた法定団体である一般社団法人長野県建築士事務所協会及び一般社団法人日本建築士事務所協会連合会が、同法第 27 条の 2 第 7 項に基づく研修として実施するものです。

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を統括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、5 年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで、資質の維持向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上等を目指すことを目的としています。

管理建築士については、所属建築士として「建築士定期講習（法定講習）」の受講義務がありますが、本研修会においては、管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項及び社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習して頂く機会となりますし、**建築士でない開設者については本研修会が唯一の学習の機会となります**。

また、本研修会は長野県の「建築士及び建築士事務所の指導に関する要綱」により、知事の指定を受けています。県担当職員より地域情報等もご講義頂きます。

１．主　　催　一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
　　一般社団法人 長野県建築士事務所協会

２．後　　援　（公社）長野県建築士会、（一社）長野県建設業協会
　　長野県建設労働組合連合会

３．受講対象者　長野県知事の登録を受けている下記建築士事務所の開設者及び管理建築士
（１）令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月の 1 年間に更新申請をする事務所
（２）令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月の 1 年間に新規登録された事務所
（３）1 年以内に新たに開設予定事務所
（４）令和 4 年 9 月以降に開設者・管理建築士が変更になった事務所

４．研修日・研修会場【受付 9：00～】

日　　時	場　　所	定　員
9 月 21 日（木）	**松筑建設会館**　［大会議室］ 松本市島立 996　℡ 0263-47-1122	80 名
9 月 26 日（火）	**長水建設会館**　［3Ｆ講堂］ 長野市岡田町 124-1　℡ 026-225-9277	80 名

※ 講習会当日のお問合せは、070-2836-1388（直通）

５．申 込 方 法　　受講申込書に必要事項をご記入のうえ、お振込証明書のコピーを貼付してＦＡＸにてお申込下さい。
受付しましたら、受講券をＦＡＸにて送付致します。
（受講券がお手元に届いた時点で受付手続きは完了となります。）

※受講券が届いてない場合は、お手数ですが協会までお問合せ下さい。
※同封の専用振込用紙に必要事項をご記入の上、お振込みください。
※既納の受講料はご返金しかねますので、ご注意ください。
但し、欠席者には後日テキストを送付致します。
また、お振込み手数料はご負担ください。

〇お振込先(郵便振替)：（一社）長野県建築士事務所協会
ゆうちょ銀行　長野支店
００５９０－６－８３８９５

６．申 込 期 限　　令和５年９月１日（金）
テキスト用意の関係上申込期限は厳守して下さい。

７．受　講　料　　15,000 円（消費税・テキスト代含）
ただし、（一社）長野県建築士事務所協会会員は 12,000 円です。

８．テ キ ス ト　　建築士事務所の経営と展望（当日配布）

９．受講証明書　　受講修了者に「受講証明書」を交付致します。
※受講対象者は必ず本人とし、代理者の受講は認められません。ご留意下さい。

１０．ＣＰＤ認定　本研修会は、下記 CPD 制度の共通認定プログラム（特別認定講習）として申請予定です。
建築 CPD 情報提供制度、JIACPD 制度、建築士会 CPD 制度、建築設備士関係団体 CPD 制度、APEC アーキテクト、APEC エンジニア

１１．注 意 事 項　　**本研修会は、法定講習（建築士法第 22 条の 2 に基づく「建築士定期講習」及び同第 24 条第 2 項に基づく「管理建築士講習」）ではありません。**

≪ 長野県建築士及び建築士事務所の指導に関する要綱 ≫
「第６条　知事は、建築士及び建築士事務所の開設者を対象とし、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上並びに建築士事務所の運営の適正化を図る上で奨励すべき研修又は講習等を、この要綱の定めるところにより指定することができる。」による知事指定研修です。

１２．講習会当日の持ち物　　受講券　　昼食

１３．お申込先・お問合せ先

一般社団法人 長野県建築士事務所協会　本会事務局
〒380-0936　　長野県長野市岡田町 124－1　長水建設会館 2F
TEL : 026-225-9277　　FAX : 026-225-9278
URL : http://www.nsjk.com　　E-mail : jimu1@nsjk.com

時間割・内容・講師（予 定）【受付９：00～】

時 間 割	講 義 内 容	講　　師
9:20～ 9:30	開講式(受講説明、挨拶)	(一社)長野県建築士事務所協会 会 長
9:30～11:30	建築士事務所の責務と業務 これからの建築士事務所経営 建築士事務所の業務の新しい動向	(一社)長野県建築士事務所協会 担当役員
11:30～11:40	休　　憩	
11:40～12:40	建築士事務所の運営管理に関する法令事項 建築士事務所の運営管理 プロジェクト業務の運営管理 建築士事務所の労務・財務 罰則等 トラブル対応とリスク管理 行政処分等 **※ 長野県情報他**	長 野 県 建 設 部
12:40～13:30	休　憩（昼 食）	
13:30～14:30	建築士事務所賠償責任保険 保険の必要性・概要・事故例	(有) 日 事 連 サ ー ビ ス
14:30～14:40	休　　憩	
14:40～15:40	トラブル対応とリスク管理 建築士事務所のトラブルとリスク トラブルをめぐる法的責任・専門家責任等 トラブル・リスクへの対応方法 トラブル事例と回避・対応ポイント	9/21 弁護士 赤 羽　 啓 9/26 弁護士 永 井 真 介

FAX 026-225-9278

令和５年度　開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」

受　講　申　込　書

一般社団法人 長野県建築士事務所協会　宛て

（申込日）令和 ５ 年　　月　　日

下記の通り標記研修会の受講を申込みます。

受講会場（希望会場に〇）		９月２１日（木）	松筑建設会館
		９月２６日（火）	長水建設会館

受講者	氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ 姓)	(名)	性別	受講番号
				男・女	
	生年月日	大正　・昭和　・平成　年　月　日			
	開設者 管理建築士	１．開設者である（管理建築士でない）　２．開設者であり、管理建築士である ３．管理建築士である（開設者でない）　４．前記以外			
	建築士資格	１．一級建築士　２．二級建築士　３．木造建築士　４．建築士でない			
	建築士登録番号	国土交通大臣登録　第　号	都道府県知事登録　第　号		

勤務先建築士事務所	事務所名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	種別	1.一級　2.二級　3.木造
	所在地	〒（　－　）		
	電話	－　－　内線(　)	ＦＡＸ	－　－
	Ｅメール	@		
	最新事務所登録年月日	平成 令和　年　月　日	建築士事務所登録番号	長野県登録（　）　第　号
	事務所協会	１．会員である　２．会員でない		

受講料 (税/ﾃｷｽﾄ代含む)	・１２，０００円（長野県建築士事務所協会の会員） ・１５，０００円（その他一般）

注　意

①この申込書により受講証明書を作成し、受講履歴等を管理しますので太枠内はもれなく正確にご記入下さい。
②項目に選択項目又は番号がある場合は受講者の講習日現在として必要箇所または番号を〇印で囲んで下さい。
③申込方法をご覧の上、ＦＡＸにてお申し込み下さい。
④受講番号は受付時に記載いたしますので、記入する必要はありません。
⑤Ｅメール欄は任意です。今後情報提供が必要な方はご記入下さい。
⑥テキスト等は、当日会場受付にて配布しますので、受講券を必ずお持ち下さい。

振込受領証のコピー貼付

受付日　領収証・受講券発行日　　年　　月　　日　現金　・　振込　（　　）円

※ 受講申込書に関する個人情報の取り扱いについて
受講申込書より取得した受講者に係る個人情報は、研修を実施するにあたり、受講履歴の管理、受講証明書の発行及び研修の案内を行うためのみに利用します